

救 急 医 療 対 策 協 議 会 要 綱

昭和 46 年 10 月 11 日 46 衛医医第 894 号
 平成 16 年 7 月 27 日 16 健医救第 295 号
 平成 20 年 7 月 7 日 20 福保医救第 339 号
 平成 23 年 10 月 26 日 23 福保医救第 928 号
 平成 30 年 3 月 15 日 29 福保医救第 1275 号
 令和 5 年 3 月 27 日 4 福保医救第 1595 号
 令和 5 年 6 月 22 日 5 福保医救第 510 号
 最終改正 令和 6 年 12 月 1 日 6 保医医救第 980 号

(設置)

第 1 災害事故等による救急患者に対する適正な医療体制の確立を図るため、救急医療対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 協議会は前項の目的を達成するため、救急医療体制の整備に関する事項について協議する。

(組織)

第 3 協議会は次に掲げる者につき、保健医療局長が依頼し、又は命ずる委員 25 人以内をもって組織する。

1 外部委員

学識経験者、東京都医師会、東京都歯科医師会、東京都薬剤師会、日本赤十字社東京都支部、東京防災救急協会、その他関係団体等で保健医療局長が必要と認める者

なお、東京都医師会、東京都歯科医師会、東京都薬剤師会の委員については、各団体において救急医療分野を担当する役員、日本赤十字社東京都支部、東京防災救急協会の委員については、各団体において救急医療分野を担当する管理職とする。

2 関係行政機関職員

区市町村の代表者、警視庁の代表者、東京消防庁の代表者、東京都保健所長の代表者

(委員の任期)

第 4 委員の任期は、指名又は任命の日から 2 年とし、再任する場合は、原則として 4 期 8 年までとする。ただし、学識経験者委員の再任を妨げない。

(会長の選任及び代理)

第 5 協議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(小委員会又は部会の設置)

第 6 協議会の所掌事項詳細について検討を行うため、小委員会を設置することができる。

2 協議会の所掌事項のうち、個別の事項について継続的な協議を行うため、部会を設置することができる。

3 小委員会又は部会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(招集等)

第 7 協議会、小委員会及び部会（以下「協議会等」という。）は、必要の都度保健医療局長が招集する。

2 協議会等は必要に応じ、その委員以外の者を出席させて意見をきくことができる。

3 協議会等の委員は、職務代行者を代理として出席させることができる。

(委員等への謝礼の支払い)

第 8 第 7 により協議会等に出席した委員及び必要に応じて協議会等に出席した委員以外の者に対して謝礼を支払うこととする。

なお、月の初日から末日までに開催した協議会等への出席に対する謝礼の総額を翌月までに支払うものとする。

(会議及び会議録等の公開、非公開)

第 9 協議会等の会議（以下「会議」という。）並びに会議に係る資料及び会議録等（以下「会議録等」という。）は、公開する。ただし、協議会等の委員の発議により、出席委員の過半数で議決したときは、会議又は会議録等を公開しないことができる。

2 会議又は会議録等を公開するときは、協議会等は必要な条件を付すことができる。

(庶務)

第 10 協議会等の庶務は、保健医療局医療政策部救急災害医療課において処理する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

1 この要綱は決定の日から施行する。

2 平成 16 年 7 月 31 日までの間、「福祉保健局」とあるのは、「健康局」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成 20 年 7 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 10 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 3 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 3 月 27 日から施行する

附 則

この要綱は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 12 月 1 日から施行する。